

特別教育の対象業務チェックリスト（代表例）

anzendrill.com

自社の業務が特別教育の対象に当たるかを、着手前に確認するための一覧

労働安全衛生規則第36条は、労働者を就かせる前に事業者が特別教育を行う義務のある危険・有害業務を号ごとに定めています（全49号）。本表はそこから建設業でよく出る業務を分類した**代表例**であり、全項目を網羅するものではありません。

自社の業務が対象に該当するか判断に迷う場合は、条文原文または中央労働災害防止協会の一覧表で確認するか、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

会社名 _____ 確認日 _____

確認者 _____

該当	分類	対象業務（代表例）	備考
☐	機械操作	研削といしの取替え・試運転の業務	交換時3分・始業前1分の試運転義務あり
☐	機械操作	動力プレスの金型等の取付け・取外し・調整の業務	
☐	溶接	アーク溶接等の業務	
☐	運搬・荷役	フォークリフトの運転（最大荷重1トン未満）	1トン以上は技能講習
☐	運搬・荷役	玉掛け（つり上げ荷重1トン未満）	1トン以上は技能講習
☐	運搬・荷役	テールゲートリフターの操作	2024年に対象追加
☐	建設機械	小型車両系建設機械の運転	
☐	建設機械	高所作業車の運転（作業床の高さ10メートル未満）	10m以上は技能講習
☐	足場	足場の組立て・解体・変更の作業（業務に係る特別教育）	高さを問わず対象
☐	墜落防止	高さ2m以上の箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	2019年義務化
☐	電気	低圧・高圧の充電電路の敷設・修理等の業務	
☐	特殊環境	酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏の対象と重複
☐	特殊環境	石綿使用建築物等の解体等の業務	石綿則の対象と重複
☐	林業	チェーンソーを用いる伐木等の業務	

記録の保存。 特別教育を実施したときは、労働安全衛生規則第38条により、受講者・科目等の記録を作成し3年間保存する義務があります（有害業務は3年を超える保存が実務上推奨されます）。

出典：[e-Gov法令検索 労働安全衛生規則](#)。詳しい解説は「[特別教育は社内で実施できるのか | 対象業務の一覧と記録の残し方](#)」（anzendrill.com）を参照してください。本表は一般的な参考情報であり、法的助言ではありません。最終判断は専門家または所轄の労働基準監督署にご確認ください。